

令和8年1月30日

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者各位

川口市上下水道事業管理者
(公 印 省 略)

給水装置工事申込に関する確認事項について(通知)

平素、川口市水道事業につきましては、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、給水装置工事申込に関する確認事項について、下記のとおり通知します。

記

1 小切手廃止による支払い方法の変更について

これまで窓口における納付方法につきましては、現金及び小切手による納付を承っておりますが、この度、小切手による納付を廃止し、新たに銀行振込による納付方法を追加することとなりました。これにより、今後は窓口での現金払いまたは銀行振込のいずれかの方法をご選択いただけます。

また、この変更に伴い、お手続きの流れも簡素化し、手数料及び加入金のお支払い日を統一いたします。納付方法および申請方法については、下記及び別紙1、2をご参照ください。

なお、後日詳細なマニュアルを改めて通知いたしますので、併せてご確認ください。

(1) 窓口払いの場合

設計審査が完了した後、必要金額を窓口にて直接お支払いいただきます。また、申請における来庁回数を従来の3回から2回に短縮となります。

(2) 銀行振込の場合

設計審査が完了した後、振込先及び振込金額の一覧を窓口にてお渡しいたします。お渡し日より30日以内に指定口座へお振込をお願いします。なお、振込内容が確認できない場合、竣工受付を行うことができませんので、ご注意ください。

2 既設給水取出し管の再使用について

現在、建て替えや増築、水栓の追加等に伴い「給水装置工事申込書兼設計審査・しゅん工検査申込書」(以下、「申請」という。)を提出いただいております。その際、給水管がポリエチレン管の場合には、「既設給水取出し管の再使用に係る誓約書」(以下、「既設管の誓約書」という。)の提出をお願いしております。

しかし、現行の運用において申請者に過大なご負担をお願いするケースが散見され

るため、運用方法を変更し、建て替えまたはメーター一次側を変更する場合にのみ既設管の誓約書の提出を求めることといたします。増築、水栓の追加・撤去、非常用給水栓の設置などについては提出不要としますが、建物の規模や計画等を鑑みて、上水道維持課が必要と認めた場合には例外を設けます。

3 減径について

現在、減径の申請に際しましては、先太り配管とならないよう事前にご調整いただいた上での申請をお願いしております。しかしながら、水使用の実態が変更された場合等におきましては、配管の状況や使用実態などを総合的に考慮し、適切であると判断される場合に限り、メーターの減径を認めるものといたします。

当面の間、住宅に限り、かつφ20からφ13への減径を基本とします。

4 給水装置工事事業者指定事務と様式の統一化について

水道経営における技術的・財政的な基盤強化を目的とし、埼玉県が推進するブロック単位での事業統合による広域化の方針を踏まえ、川口市・蕨市・戸田市の3市で構成される「埼玉県第7ブロック水道広域化検討部会」において、多様な広域化への取り組みの一環として、近隣市における各種申請及び届出書の効率化を図ることを目的に、令和8年4月1日より様式を統一化することとなりました。

つきましては、新様式を各市の上下水道ホームページに掲載いたしますので、必要に応じてダウンロードの上、ご使用ください。

また、この度の様式の統一化に伴い、指定工事事業者証の再発行については、令和8年度より手数料として2,000円を徴収させていただくこととなりました。これに伴い、事業者証の再発行は任意とさせていただきますが、再発行をご希望される場合は、手数料をお支払いのうえお手続きください。

5 運用開始日について

1については、令和8年3月9日以降に実施される給水装置工事事前打合せに対して適用を開始いたしますが、小切手は令和8年3月19日まで使用できます。

2、3、4については、令和8年4月1日以降に実施される給水装置工事事前打合せに対して適用を開始いたします。

【問い合わせ先】 上水道維持課 審査係

現金払いの場合

現行

作業工程	手数料及び加入金	必要書類
来庁 1回	・事前打合せ	・事前打合せ書 ・各種添付資料 ・申請台帳
↓ 預かり		
来庁 2回	・設計審査	・設計審査手数料 ・道路掘削手数料 ・中高層中間検査申請手数料
↓ 中1日		
来庁 3回	・しゅん工検査申請 ・立会予約	・しゅん工検査申請手数料 ・加入金 ・中高層しゅん工検査手数料 ・中高層認定申込手数料
		・道路掘削許可書 ・道路使用許可書 ・貯水槽台帳
↓ 中3日以上		
現場 開始	工事立会	

今後

作業工程	手数料及び加入金	必要書類
来庁 1回	・事前打合せ	・事前打合せ書 ・各種添付資料 ・申請台帳 ・貯水槽台帳
↓ 預かり		
来庁 2回	・設計審査完了 ・しゅん工検査申請 ・立会予約	・すべての手数料 ・加入金
↓		
来庁 3回	・修正がある場合 ・後日立会予約を 取る場合 ・窓口で道路使用 許可提出する場合	※後日支払いの場合 ・すべての手数料 ・加入金
		・道路使用許可は、 手渡し、FAXの いずれかで提出
↓ 中3日以上		
現場 開始	工事立会	

振込みの場合

現行

今後

作業工程		手数料及び加入金	必要書類
来庁 1回	・事前打合せ		<ul style="list-style-type: none"> ・事前打合せ書 ・各種添付資料 ・申請台帳 ・貯水槽台帳
↓ 預かり			
来庁 2回	<ul style="list-style-type: none"> ・設計審査完了 ・振込金額内訳書の受け取り 		<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・道路掘削持参で立会予約
↓			
振込	銀行等で振込		<ul style="list-style-type: none"> ・30日以内に振込 ・水道事業者か申請者が振込み
↓ 振込の翌日以降			
来庁 3回	<ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工検査申請 ・立会予約 		<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・道路掘削持参で立会予約 ・道路使用許可は、手渡し、FAXのいずれかで提出。
↓ 中3日以上			
現場 開始	工事立会		